

令和2年5月29日

保護者の皆様へ

つくばみらい市教育委員会学校総務課

新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した世帯への 就学援助のご案内

つくばみらい市では、経済的理由により就学が困難なご家庭に対し、学校教育で必要な費用の一部を援助しています。

このたび新型コロナウイルス感染症により家計が急変した場合の対応として、今年度に限り認定基準を追加することといたしました。

つきましては、就学援助を希望する方は申請書類に必要事項をご記入のうえ、在学する学校に提出してください。

1.追加する認定基準

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により家計急変後の月額所得を年換算した場合の世帯所得合計額が基準以下の方（生活保護基準額のおよそ1.3倍以内）
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により申請時、世帯の主たる収入を得ている方が失職した方（廃業を含む）

2.受付期間

令和2年7月31日（金）まで

4月1日付の認定になります。

3.申請書類

申請書類は市のホームページまたは学校にて配布しています。

添付書類：①自営業者等…4.5月分の収支報告書（収入、支出、経費等が分かるもの）

給与収入者…4.5月分の給与明細等

②失業・廃業した方…離職票、廃業届、雇用保険受給資格者証（失業や廃業したことが分かる書類）

○新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した世帯で、今年度の小中学校1年生は新入学用品費も支給します。

お問い合わせ先

つくばみらい市教育委員会 学校総務課

TEL0297-58-2111 内線7101